



土地・家屋帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

今年は評価替えの年

市役所と大胡・宮城・粕川の各支所で

課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に自分の資産が記載された部分を確認するためにあります。また借地・借家人もその対象資産に関する部分の閲覧ができます。閲覧は有料。ただし、四月三日 から五月一日 までの縦覧期間中に限り、納税義務者は無料で閲覧できます。

日時：4月3日 ～ 5月1日
の執務時間内 会場：市役所資

土地・家屋の「価格等縦覧帳簿」の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。なお、今年は評価替えの基準年度です。

縦覧帳簿の縦覧
縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧帳簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

日時：4月3日 ～ 5月1日
の執務時間内 会場：市役所資産課税課 大胡・宮城・粕川支所（支所は管内の土地・家屋のみ）
対象：納税者、納税者同一世帯の親族、納税管理人、納税者からの委任を受けた人（委任状が必要）など 用意する物：運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物

課税台帳の閲覧
課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に自分の資産が記載された部分を確認するためにあります。また借地・借家人もその対象資産に関する部分の閲覧ができます。閲覧は有料。ただし、四月三日 から五月一日 までの縦覧期間中に限り、納税義務者は無料で閲覧できます。

日時：4月3日 ～ 5月1日
の執務時間内 会場：市役所資

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧帳簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

日時：4月3日 ～ 5月1日
の執務時間内 会場：市役所資

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧帳簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

日時：4月3日 ～ 5月1日
の執務時間内 会場：市役所資

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧帳簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

日時：4月3日 ～ 5月1日
の執務時間内 会場：市役所資

3 市役所の住所は〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1です

開設する日曜窓口		
開設窓口	取り扱い業務	問い合わせ
市民課	・転入・転出・転居届、印鑑登録などの受け付け ・住民票の写し、戸籍に関する証明書・印鑑登録証明書などの発行 ・戸籍に関する届の受領 ・国民健康保険の届け出 ・外国人登録に関する届の受け付け ・住民基本台帳カードの発行など	890-6106
国保年金課	・国民健康保険に関する相談 ・保険証などの再交付 ・退職者医療制度加入手続き	890-6250
	・老人医療給付、乳幼児医療費支給手続き	890-6253
	・国民年金に関する手続きなど	890-6254
児童家庭課	・児童手当・児童扶養手当の受給申請 ・保育所の入所手続きなど	890-6277
学校教育課	・小中学校の転校手続きなど（学校へは翌日の月曜に書類を提出）	890-5812
収納課	・税の収納	890-6229
城南支所	・市民課取り扱い業務（印鑑登録申請の受け付け、外国人登録業務、住民基本台帳カードの発行を除く） ・学校教育課、国保年金課取り扱い業務の一部 ・児童手当受給申請	268-2111
	・市民課取り扱い業務 ・国保年金課取り扱い業務 ・学校教育課取り扱い業務 ・収納課取り扱い業務（3月26日のみ）	283-1111
大胡支所	・市民課取り扱い業務 ・国保年金課取り扱い業務 ・学校教育課取り扱い業務 ・収納課取り扱い業務（3月26日のみ）	283-2131
宮城支所	・収納課取り扱い業務	285-4111
粕川支所		

三月、四月の年度替わりの時期は、引越など届け出が多くなり、市民課などの窓口が大変込み合います。そのため、次のとおり日曜に窓口を開設。平日に来庁できない人は、ぜひご利用ください。

なお、税証明は発行しません。また、ほかの機関との照合確認が必要な一部の届け出は、受理できないこともあります。

期日：3月19日・26日・4月2日・9日（学校教育課・城南支所・大胡支所は3月26日・4月2日、収納課・宮城支所・粕川支所は3月26日のみ）、午前8時30分～午後5時15分 開設窓口・業務・問い合わせ：上表のとおり

障害を持ちながら働くことが評価される公的年金とするために、四月から障害基礎年金と老齢厚生年金、または遺族厚生年金が同時に受けられるようになります。

手続きをした月の翌月から両方の年金が受けられるので、早めに社会保険事務所へ手続きをしましょう。

対象：障害基礎年金を受けていて過去に厚生年金に加入し六十五歳になった人
既に障害基礎年金と老齢厚生年金などの両方の受給権がある人など

：問い合わせは前橋社会保険事務所 231 1705へ。



分かりやすい丁寧な対応で

三月十九日から四月九日までの日曜に、市役所市民課や各支所などで窓口を開設。転入・転出など住所異動のほか、国保年金、児童手当、転校などの手続きや税の収納などもできます。なお、各支所など一部の業務は期日が限られていますので、ご注意ください。

障害基礎年金と老齢厚生年金など同時に受けられます

障害者の労働を評価して

嶺公園行きバス時刻表		3月18日～24日										
行先	停留所	通過予定時刻										
嶺公園	前橋駅前	7:05	8:10	9:05	10:10	11:00	12:35	13:10	13:50	16:10	17:45	19:10
	坂下	7:07	8:12	9:07	10:12	11:02	12:37	13:12	13:52	16:12	17:47	19:12
	中央駅	7:08	8:13	9:08	10:13	11:03	12:38	13:13	13:53	16:13	17:48	19:13
	県会館前	7:10	8:15	9:10	10:15	11:05	12:40	13:15	13:55	16:15	17:50	19:15
	附属小前	7:12	8:17	9:12	10:17	11:07	12:42	13:17	13:57	16:17	17:52	19:17
	若宮町十字路	7:14	8:19	9:14	10:19	11:09	12:44	13:19	13:59	16:19	17:54	19:19
	県営住宅前	7:17	8:22	9:17	10:22	11:12	12:47	13:22	14:02	16:22	17:57	19:22
	小神明三叉路	7:20	8:25	9:20	10:25	11:15	12:50	13:25	14:05	16:25	18:00	19:25
	勝沢十字路	7:22	8:27	9:22	10:27	11:17	12:52	13:27	14:07	16:27	18:02	19:27
	嶺公民館前	7:26	8:31	9:26	10:31	11:21	12:56	13:31	14:11	16:31	18:06	19:31
前橋駅	嶺公園	7:20	8:10	9:20	10:00	10:50	12:00	13:10	14:10	15:25	16:50	18:20
	中央駅	7:41	8:31	9:41	10:21	11:11	12:21	13:31	14:31	15:46	17:11	18:41
	前橋	7:50	8:50	9:50	10:30	11:20	12:30	13:40	14:40	15:55	17:20	18:50
	前橋											

3 市役所の住所は〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1です

広報まえばし 平成18年3月1日号 2